

日本年金機構からのお知らせ

平成23年11月号

◆◇ 事業主の皆さまへ ◇◆

『賞与支払届』について

被保険者に賞与を支払った場合は、支払った日から5日以内に「被保険者賞与支払届」および「被保険者賞与支払届総括表」を提出してください。

また、あらかじめ登録された賞与支払予定月に賞与等を支払わなかった場合でも「被保険者賞与支払届総括表」の④支給・不支給欄の「不支給 1」に○を付けて必ず提出してください。

「被保険者賞与支払届」および「被保険者賞与支払届総括表」の届出用紙は、事前に登録している賞与支払予定月の前月に送付しております。届出用紙を紛失された場合は管轄の年金事務所にご連絡ください。

詳しくは日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) をご覧ください。

納入告知書（納付書）について

同封してあります納入告知書（納付書）は、機械処理の関係で①領収済通知書、②領収控、③納入告知書（納付書）・領収証書の順に綴ってあります。

納付の際は切り離さずに金融機関に提出してください。

※1枚目が領収済通知書になっていますが、領収済であることをお知らせするものではありませんので、ご注意ください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を送付しています

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象になります。

平成23年1月1日から9月30日までに国民年金保険料を納付されている方に対して、本年11月上旬に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を送付していますので、年末調整や確定申告の際にご活用ください。

また、世帯主が世帯（家族）の国民年金保険料を連帯納付義務者として納付された場合にも納付された方の社会保険料控除額に加えることができますので、ご家族あてに送付された控除証明書も申告等を行う際、合わせてご活用ください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に対するお問い合わせは、下記の控除証明書専用ダイヤルにお願いします。

控除証明書専用ダイヤル TEL: 0570-070-117 (平成24年3月15日まで)
※ 一般電話・公衆電話から市内通話料金でご利用いただけます。